

広島県告示第千三百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年十二月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
の自然現象類	因となる原因の発生原		
丸池（三〇七） 五） 珍行（二三四 六） 崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	広島県尾道市因島中庄町丸池及び同市因島中庄町珍行地内	土砂災害警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	表区域示の	土砂災害特別警戒区域
丸池（三〇七） 五） 珍行（二三四 六） 崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で政行進災域の定令に害等土砂二示め第へ関防に災項及る八平す止お災害にび事十成る対け警規法四十法策る	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。